

平成 17 年度において
重点的に実施する緑化推進運動

平成 17 年 4 月 15 日
緑化推進連絡会議

平成17年度において重点的に実施する緑化推進運動

平成17年4月15日
緑化推進連絡会議

平成17年2月16日に京都議定書が発効したことを受け、政府は京都議定書目標達成計画を策定することとした。このため、平成14年12月に策定された「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」に基づき適切な森林整備・保全等を推進することや、市町村が策定する「緑の基本計画」等に基づき都市緑化等を推進するなど、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫やヒートアイランド対策として、森林・緑の果たす役割の重要性は益々高まっている。

また、本年は愛知万博が「自然の叡智」をテーマに開幕した。この機会に、国民一人ひとりが緑化や人と自然との関係について見直す良い機会となることを期待する。

一方、平成16年は夏から秋にかけて、日本列島に史上最多の台風が上陸し、また、新潟県中越地震が起きるなど、大規模な災害が多発し多くの尊い命が失われた。安全・安心な生活の確保のための国土保全としての緑化の役割もますます重要になっている。

このような状況を踏まえ、緑化推進連絡会議として、平成17年度においては、関係省庁において従来から講じてきている緑化施策の一層の推進を図るとともに、次の点に重点を置きつつ、幅広く、きめの細かな緑化推進運動の展開を図るものとする。

(以下数字は事業費(予算)。但し、()書きは国費。単位は百万円。)

1 国民の参加、協力による緑化の推進

(1) 緑の募金活動、緑の少年団活動等により、国民参加の森林づくりを進める。

緑の募金による国民参加の森林づくりの推進 (林野庁)

平成16年の台風等被害を契機として国民が森林に対する理解を深め、国民が一体となって森林の整備・保全を行っていくため、「国民参加の森林づくり」を支援する。

緑の少年団の活動等による青少年の緑化活動の推進 (林野庁)

全国緑の少年団連盟の体制整備を図りつつ、都道府県レベルの組織体制の整備・充実に努めるとともに、全国的に系統的かつ統一的な緑化活動等を推進する。

(2) 緑地を総合的に確保するため、住民・地権者、工場等の協力を得て、民有地の緑地の保全及び緑化、工場の緑化を推進する。

都市における緑の保全と緑化の推進 (国土交通省)

- ・緑地環境整備の総合支援 12,710
都市において水と緑のネットワークを形成する都市公園の整備、特別緑地保全地区等の土地の買入れ等を対象とした総合的な支援を行う。
- ・特別緑地保全地区等の指定
都市の樹林地等について特別緑地保全地区指定及び緑地保全地域の指定、同制度に基づく各種行為の許可・届出制による適切な保存、施設整備等を推進す

る。

- ・緑地保全事業の推進 12, 161の内数
近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区指定計画地等において、緑地保全等事業計画に基づき、必要な土地の買入れ及び施設整備を行う。
- ・緑地協定制度の推進
市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意に基づき、現在ある緑の保全や新たな緑化の推進を図ることを目的とする。
- ・市民緑地の確保
都市内に緑とオープンスペースを確保し良好な生活環境の形成を図るため、地方公共団体等と土地の所有者との契約に基づき、都市内に残された貴重な緑地を保全する。
- ・生産緑地地区の保全
良好な都市環境を確保するため、農林漁業と調整しつつ、都市部に残存する農地を生産緑地地区として指定し計画的な保全を図る。

大都市圏における都市環境インフラの再生 105（国土交通省）
都市再生プロジェクト（第三次決定）に基づき、大都市における自然環境の保全・再生・創出を図るため、平成16年3月に策定した「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」を推進するとともに、「近畿圏の都市環境インフラのグランドデザイン」を取りまとめる。

工場立地法に基づく工場緑化 （経済産業省）
工場立地法に基づき、一定規模以上の工場の新増設の際に一定面積割合以上の緑地の整備を義務づけることにより、引き続き工場緑化を推進する。

- (3) 国民の緑化運動への参加・協力を促進するため、企業の森林づくり活動をはじめとする森林ボランティア活動、緑化施設の整備、自然再生活動等への支援を行う。

国民参加の森林づくりの推進 626（林野庁）
企業の社会貢献活動として森林づくりや林業事業者・NPOにおける安全・技術研修の支援による森林ボランティア活動の促進を通じて「国民参加の森林づくり」を推進する。また、国有林野においては、国民の自主的な森林づくり活動等の場としての「ふれあいの森林」の設定等や、伝統文化等の継承に貢献する森林づくり活動としての「木の文化を支える森づくり」等を推進する。

多様な主体による市街地の緑の創出 （国土交通省）
建築物の屋上、空地その他の屋外での緑化施設の整備に係る固定資産税の課税の特例措置等の支援措置を実施する「緑化施設整備計画認定制度」、緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築に対して一定割合以上の緑化を義務づける「緑化地域制度」の活用等により、多様な手法・主体による市街地の緑の効果的な創出を図る。

緑化地域制度

緑が不足している市街地などにおいて「緑化地域」の都市計画決定を推進する

ことで、一定規模以上の建築物の新築や増築に対して一定割合以上の緑化を義務づけ、効果的な緑の創出を図る。

エコビル整備事業 (国土交通省)
敷地面積の一定割合以上を緑化する建築物の整備費を対象に日本政策投資銀行からの融資を行う。

自然再生事業の推進 (環境省、農林水産省、国土交通省)

- ・平成15年1月1日施行された「自然再生推進法」に基づき、環境省、農林水産省及び国土交通省は、地域住民等が実施する自然再生について必要な協力を行うよう務める。
- ・環境省は、政府の重要課題である「自然と共生する社会」の実現のため、国立公園等において、失われた自然を再生するため「自然再生事業」を推進する。

2 花と緑のまちづくり、むらづくりの推進と緑豊かな生活環境の実現

(1) 安全で緑豊かな斜面空間の創出や、国営公園、都市公園等の整備を促進する。

「緑の基本計画」に基づく総合的な取り組みの推進 (国土交通省)
都市緑地法第4条の規定に基づき、緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するために市町村が策定する基本計画(緑の基本計画)の策定を推進する。また、これに基づく都市公園の整備、公共公益施設等における緑化、既存の民有緑地の保全、建築物の屋上・壁面等の新たな緑化空間の創出など、都市の緑の保全・創出の総合的な取り組みを推進する。

安全で緑豊かな斜面空間の創出 (国土交通省)

- ・急傾斜地における緑化 70,711の内数
景観上重要な要素である斜面について、急傾斜地崩壊対策事業の実施にあたって、景観や自然環境に配慮し、地域の歴史、文化や生態系等の特性を活かすため、安全で緑豊かな斜面空間の創出を図る。
- ・都市山麓グリーンベルトの整備 423,209の内数
土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と景観を保全・創出するため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等により市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。

国営公園、都市公園等の整備 (国土交通省)

- ・国営公園の整備 38,398
国営昭和記念公園等の整備を行う。
- ・都市公園等の整備 194,437
国家的事業関連公園、防災公園、自然再生緑地等の整備を推進する。

3 自然との共生の確保と地球温暖化防止を始めとする森林の多面的機能の持続的発揮

- (1) 自然と人間の共生に対する国民の理解を深めるため、学校等における環境教育や自然とのふれあいの場の整備等を推進する。

学校・地域社会における環境教育の推進 (文部科学省、環境省)

・文部科学省と環境省との連携・協力により環境教育の指導者のための環境教育の基本的知識の習得と体験学習を重視した環境教育リーダー研修基礎講座の実施や環境教育推進のためのデータベースを整備する。

また、新たに環境教育推進のためのプログラム開発を実施する。

・環境省においては、壁面緑化等を始めとした学校のエコ改修及びそれを素材とした生徒・父兄等の地域社会への環境教育を推進する「学校等エコ改修・環境教育モデル事業」を実施するほか、小中学生の地域における環境保全活動の支援や、家庭における環境教育・環境保全活動への支援を推進する。

「みどりの日」における植物園等の無料開園 (文部科学省)

自然に親しむとともに自然を大切にすることを育むために、「みどりの日」に(独)国立科学博物館及び国立大学法人等において附属植物園等の無料開園を行う。

グリーン・ツーリズムの推進 (農林水産省)

NPO法人が行う農作業ボランティア活動の支援、NPO法人等多様な関係者のネットワークの構築への支援、ボランティア活動を実施するNPO法人等多様な実施主体の育成等への支援を行う。

森林の多様な利用の推進 (林野庁)

地球温暖化防止等の森林の有する多面的機能の理解の促進や子どもたちの「生きる力」を育むための森林環境教育、里山林等における自然・文化体験活動、健康づくりのための里山林等の活用等により、森林の多様な利用を推進する。また、国有林野においては、学における森林環境教育の推進を図るため、「遊々の森」の設定等を推進する。

- (2) 道路、治水事業等各種事業による緑化を推進し、潤いとふれあいのある生活環境の形成を図るとともに、生態系や景観に配慮した整備を行い、自然との共生を図る。

道路事業における緑化 34,285 (国土交通省)

生活環境の保全を図るとともに親しみのある道路環境の形成を図るための道路緑化を推進する。

臨海部、港湾等の緑化 149,399の内数 (国土交通省)

失われた生態系の回復や快適な空間の形成を図るため、臨海部、港湾、海岸部等を活用した森づくり・大規模な緑地の整備を推進する。

治水事業等における緑化 1,223,941の内数 (国土交通省)

治水事業等による緑化を推進し、潤いとふれあいのある生活環境の形成を図ると共に、生態系や景観に配慮した整備を行い、自然との共生を図る。

- (3) 地球温暖化防止等の森林の有する多面的機能の持続的発揮等を図るため、造林・間伐・保育等を計画的に推進する。

間伐の積極的な推進による多様で健全な森林の整備 (林野
庁)

地球温暖化防止対策の第2ステップにおいて、間伐遅れの森林を集中的に解消するため、より効果的な間伐の取組を推進するとともに、造林未済地の更新状況の調査及び的確な更新方法の分析等を行い造林未済地の解消に向けた取組を積極的に推進する。

保安林の総合的な整備の推進 126,776の内数(林野庁)

保安林の計画的な指定と適正な管理を推進するとともに、治山事業により山地災害の発生危険性が高い地域や、水資源確保上重要な流域等において、荒廃地等の復旧整備等を実施する。また、奥地保安林の荒廃地や荒廃森林において、針広混交林等への再生のための森林整備と簡易かつ効果的な治山施設の整備を図る。

4 緑化推進に関する普及啓発活動と財政基盤の整備

- (1) 各種の普及啓発活動を通じ、みどりに対する国民意識の高揚などを図る。

緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰 (緑化推進連絡会議)

緑化推進運動について顕著な功績があった個人、団体に対し内閣総理大臣による表彰を行う。

政府広報活動 (内閣府)

各種緑化施策、緑化行事等について、新聞、テレビ、ラジオ等を活用した政府広報活動を展開する。

緑の募金活動によるキャンペーン活動の展開 (林野
庁)

「みどりの週間」(4月23～29日)を「緑の募金全国一斉強調週間」と位置づけ、地域の特色を活かした多様な緑化キャンペーン活動を展開する。

全国「みどりの愛護」のつどいの開催 (国土交通省)

全国の公園緑地の愛護団体、河川等の愛護や道路の愛護活動を通じ緑の保護育成を行っている団体等の関係者が集い、全国「みどりの愛護」のつどいを開催する。

- (2) 地方債措置、「緑の募金」、「都市緑化基金」、「緑と水の森林基金」等により財政

基盤の整備を進める。

植樹・緑化事業等に対する地方債措置の充実 2,025億円の内数（総務省）

地方公共団体が独自に行う環境の保全、緑化の推進を図るための各種事業を支援するため、地方債計画において「地域活性化事業」のうち「循環型社会形成事業（国土保全対策）」、「都市再生事業」等として所要額を確保している。

グリーンジャンボ宝くじの販売（総務省）

宝くじ発売計画において、グリーンジャンボ宝くじの発売を行うこととしており、収益金の一部は地方公共団体が行う各種緑化事業等の財源として活用される予定である。

緑の募金（林野庁）

国民参加の森林づくりを更に強力に推進し、森林の整備・保全に係る普及啓発や社団法人国土緑化推進機構及び都道府県緑化推進委員会が行う緑の募金活動を拡大・強化する。これにより、国内外の様々な森林・緑づくりを自主的に行う民間団体の活動を支援する。

緑と水の森林基金（林野庁、経済産業省）

森林基金を活用し「地球温暖化防止と森林」、「水と森林」等の課題を中心とした総合的・効率的な普及啓発活動を展開する。

都市緑化基金（国土交通省）

都市緑化基金(中央基金、地方基金)を活用し、緑豊かな都市環境を実現するため、緑化活動を行っている団体によるコミュニティガーデン・ネットワークの立ち上げや地域活動の中心的な推進者となる「市民リーダー」の育成講座を開催など、市民・企業・行政の参加による花と緑のまちづくりを支援する。